

法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管しないことを求める意見書

平成 22 年 6 月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、国の出先機関の原則廃止の姿勢のもと、地方自治体への事務・権限の移譲など抜本的な改革を進めることが定められた。

「国と地方の役割分担の見直しを行い、事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより、抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつ総合的に実施するようにする」という同大綱に定める国の出先機関改革の理念については反対するものではない。しかしながら、法務局等が行う事務・権限を地方に移管することについては、土地家屋調査士の業務が法務局等の行う事務と密接に関係している見地から、その理念の実現が懸念される場所である。

法務局等の行う登記制度は、国民の重要な財産を守り、不動産取引の安全に寄与する信用制度であり、中立性・公正性の高い機能を有している。また、国民の権利擁護に係るものでもあることから、全国的に統一された法解釈や運用、事務処理基準を堅持する必要がある。さらに、登記事務については、民法、不動産登記法、会社法等の高度な法律的専門知識・能力に基づく正確な判断により全国的に統一した基準で実施すべきである。

よって、国におかれては、法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 武 石 利 彦

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
行政改革担当大臣
総務大臣
法務大臣

} 様